

第1章 プランの基本的事項

1 プラン策定の趣旨

1999年(平成11年)に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な枠組みや方針を定め、地方自治体に対しても、地域の特性に応じた施策の実施を求めています。男女共同参画社会の実現は、行政のみの努力でできるものではなく、市民、事業者も含めたすべての人が様々な分野で日常的に取り組みを進めることが不可欠です。そのために、沼津市では、基本法制定へのステップであった「男女共同参画2000年プラン」(政府、1996年)、「男女が共に創るしずおかプラン」(静岡県、1996年)に基づき、市民参画のもと、1999年(平成11年)に「ぬまづ男女ハーモニープラン」(計画期間:1999年度(平成11年度)~2004年度(平成16年度))を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、プランに基づく様々な施策を推進してきました。

その成果として、1999年(平成11年)当初17.8%であった女性の審議会等への参画比率は年々上昇し、2004年(平成16年)には27.1%となり、プランでの目標であった25%を上回りました。また、消防職や技術職への女性の採用や、看護師や保育士への男性の採用など、市の職員構成をみても、男女それぞれの職域拡大が進みつつあります。市民への意識啓発という点についても、毎年、男女共同参画推進講演会やセミナー、地域出前講座などを毎年開催し、多くの市民の参加を得ています。

このように、1999年(平成11年)に策定した「ぬまづ男女ハーモニープラン」は、沼津市における男女共同参画を積極的に推進する役割を果たしてきました。しかし、市民の意識啓発、とりわけ家事・育児・介護参画についての男性の意識変革や、男女それぞれが不得手である領域への参画拡大、そのための能力開発や企業への働きかけ、ドメスティック・バイオレンスへの取り組みなど、いまだ多くの課題が残っており、これまでのプランを継続・発展させて取り組んでいく必要があります。

そこで、これまでのプランの計画期間が終了するのを機に、新たに「ぬまづ男女ハーモニープラン2」をここに策定し、よりいっそう男女共同参画を進めていくものとします。

2 プランの基本理念

本市の「ぬまづ男女^{ひと}ハーモニープラン2」は、基本理念を「男女平等の推進」と「すべての人の人権の尊重」と定め、女性と男性の共生を通じて、すべての市民がいきいきと輝く、暮らしやすいまち「男女^{ひと}が輝く、男女共生のまち・沼津」を目指します。

3 基本的な考え方

(1) プランの目的

沼津市では、1999年(平成11年)3月に策定した「ぬまづ男女^{ひと}ハーモニープラン」に基づき、男女共生社会の実現に向け様々な施策を展開してきました。

このプランでは、これまでの成果や課題、市民の皆様のご意見等を踏まえ、実情に即した効果的な施策を展開し、すべての人の人権の尊重と、あらゆる分野における男女の平等な権利を保障し、男女共同参画を推進する中で、真に豊かな男女共生社会を実現していくことを目的としています。

(2) プランの性格

このプランは、男女共生社会の実現に向けて、市民と事業者、行政が共に推進していくための施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、男女共同参画基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

また、このプランは国の「男女共同参画基本計画」の主旨を踏まえ、静岡県の「ハーモニックしずおか2010」、「第三次沼津市総合計画」との整合性を図ったものとなっています。

(3) プランの期間

このプランの計画期間は、第三次沼津市総合計画（2001～2010）との整合性を図るため、2005年度（平成17年度）から2010年度（平成22年度）までの6年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化やプランの進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

(4) プランの推進

- ・このプランは、市民と事業者、行政が共に推進していきます。
- ・プランの実現に向け、庁内組織である「沼津市男女共生プラン推進本部」と市民代表等で組織する「沼津市男女共生プラン推進委員会」が連携し、協働して総合的かつ効果的な推進を図ります。